理由なき診断書提出

原告団抗議　労基署申し入れ撤回

CO患者の長期療養者、経過観察者、七級障害認定者の年金受給者に対して、政府（労働省）から毎年定期診断書の提出を求められていました。

本来、年金受給者というのは、「病状の、これ以上の回復がなく病状の固定している者、あるいは将来にわたり長く治療を必要とする者であって、定期診断書の提出の必要がない」者、であります。

したがって毎年二月初めに、大牟田の労働基準監督署との間で、この問題をめぐって話し合いを行ない、七級認定者は改めて診断書を提出しないことを確認し合ってきました。

ところが今年になって、七級年金受給者にその診断書の提出を強要してきました。

そのためCO患者家族の人びとを中心に、大牟田労働基準監督署に出向き、その理由を求めたところ、「上司からの指示」であることを主張するばかりでした。

このような政府（労働省）の姿勢は、今日問題となっている労災法の改正問題に見られるように、長期療養給付制度をなくし、休業補償制度に改悪、年金受給者の打ち切りを意図したものであることが明らかであります。

このことはさらに、全国的に問題となっている労働災害、職業病の摘発など、働く者の生命と生活を守る闘いが高揚して行き、同時に三池大災害裁判が着実に前進して行くなかで、労働災害の企業責任がしだいに明確にされて行く状況下での、独占資本・自民党政府の攻撃ととらえなければなりません。

今回の、七級障害認定者に対する、診断書提出の強要について、私たちは右のような視点のうえに立ち、大牟田労働基準監督署に対する、原告団としてのやむにやまれぬ抗議にまでも発展したのであります。

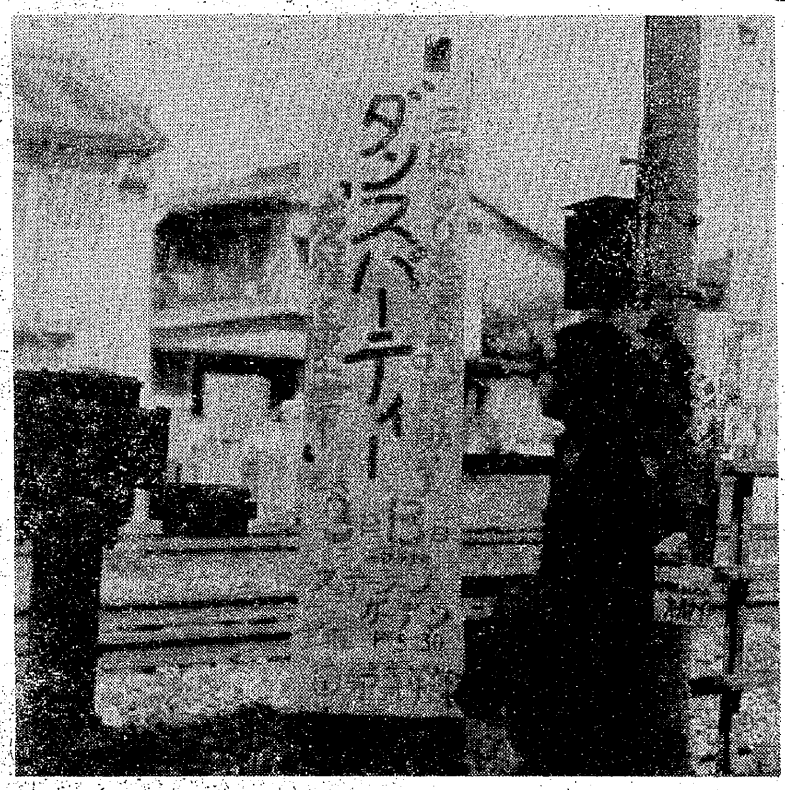

国鉄の踏切りで、ふと目についたアピール。三池の命を守るたたかいの火が、こんなところにまでも広がつて、静かに燃えているのを見てうれしかつた。

七六政策春闘に力を結集しよう

日本炭鉱労働組合
委員長　里谷和夫

三池の組合員と家族の皆さん。炭労は去る二月二十六日から三日間、第七十九回臨時大会を開催し向う二年間の運動方針と、当面するたたかいである七六年政策春闘方針を決定しました。

運動方針は現下の諸情勢をふまえ、炭鉱労働運動を守勢から攻勢に転換しつつ、炭鉱労働者の生命を守り、労働条件を炭鉱労働にふさわしい水準にするため、断固たたかうことに主眼をおいています。

昨年はまさに災害につぐ重大災害が激発し、五十八名もの仲間を失いました。

そして今なお北炭幌内の地下千米に、十三名の仲間を眠らせている悲惨な現実下にあります。

なんとしても早く救出し、家族の方々に帰したいという念願で取り組んでいますが、幌内の坑内は予想以上に悪く、ついに三片、場合によっては三片までも水封しなければ取り明けもできない状況です。

政府・日経連は不況と物価高の日本経済の中で、春闘賃上げはゼロか一ケタ、企業によっては首切りもあり得ると、われわれに対して脅迫じみた攻撃を加えてきています。

総評春闘共闘は、二〇%、三万円の目標をしめしましたが、炭労としても坑外労働者に三万円をあてはめ、坑内は実績比で算出したいわゆる二本建要求に踏み切りました。

大会では、坑外は製造業なみの水準とすること、たたかいの中で坑外にシワ寄せすることのないようにしっかりたたかうことを意志統一しました。

以上のほか大会は多くの方針を確立したわけですが、三池の皆さんの最大のたたかいである、生命を守るたたかいを最重点課題にしたのはご承知のことと思います。

三池で展開されているCO裁判闘争は、労働運動上画期的なたたかいであります。

資本の保安無視の結果殺された多くの仲間、そして傷ついたCO患者の法廷闘争はまさに人間の叫びであり、当然のたたかいです。

炭労は組織も少く、また多くの問題をかかえてはいますが、これからも三池のたたかいに学び炭鉱労働運動の再構築をめざし、石炭資本と反動権力に対して一つ一つのたたかいを重視してゆきます。

三池の皆さんが炭労に結集されんことを心から希望します。

第四回原告団定期総会

さらに連帯強め　災害責任必ず追及

三池大災害裁判原告団は、十四日大牟田労働会館で第四回定期総会を開催して、現在すすめている大災害裁判闘争を含めながら、命を守るたたかいをさらに強めるために、改めて団結を誓い合った。

総会には多数の原告団員が、ハチマキにタスキがけで結集したがなかにはさんざん傷めつけられた体で、チンバをひきながら参加したCO患者の姿も見られ、しぜん会場もはじめから緊張した。

来賓も、不自由な体をムチ打ってやってきてくれたスモン病患者を含め、社共両党の代表、福岡県労災連絡協議会や被災者協議会代表などがかけつけてきては、心から連帯の挨拶をおくった。各層にわたった来賓の姿が、大災害裁判の意義を自ら明らかにしていた。

原告団は、①三井の責任を法廷を通じ、社会的に明らかにする。②損害を補償させ、被災者の全生活と命を守る。③再び災害を起こさせない――ために、いっそう連帯を強め、学習活動を充実し、不動の体制の確立をめざすことをきめた。

なお、この日発表した大会宣言は次のように述べている。

×

三池炭鉱で重大災害は相次ぎ、大爆発以来百二名もの労働者の命が奪われています。

私達は労働災害・職業病や公害に苦しむ全国の仲間の闘いと結合し、裁判闘争をすすめています。

困難の中から、たえず私達を励まし、ご指導下さる民主団体の皆さん、心から感謝します。

私達は本日の総会で、従来の活動を反省し、全国の仲間の闘いに学びながら、さらに団結と闘いを強め、最後の勝利まで力いっぱい闘う決意です。（以上抜すい）

現地社会党が――CO闘争支援を強化

このほど〝社会党三池CO闘争を支援する会〟が、大牟田に誕生した。

目的は、「社会党三池CO闘争現地対策委員会の指導のもとに、三池労組との連携を密にし、生命と権利を守る反合理化闘争を強化し、あらゆる労働災害撲滅の闘いと、三池CO裁判勝利のための闘いを、具体的に実践する」ことだという。

代表は川口六平さんで、その事務所は社会党大牟田総支部（大牟田市本町二丁目）に設けられた。

同CO闘争を支援する会は、さっそくビラで労働者や市民の積極的な参加を呼びかけたが、ほぼ次のように述べている。

「日本社会党は、昭和三十八年十一月九日発生した三川鉱大爆発以降本日まで、三池現地に対策委員会を設置し、遺族、ならびにCO患者を守り、三井鉱山・政府に対する責任追及と、遺族・CO患者に対する補償問題について、三池労組と協議しながらともに闘いの先頭に立って闘ってきた。

しかし政府・三井資本は、国家権力・医療機関を利用して、遺族とCO患者のまっ殺に狂奔し、自からの責任を回避しようとしている。

この大爆発は起こるべくして起きた人災であり、合理化の本質を具体的事実をもってつきつけた。したがって私たちは、その生き証人として遺族・CO患者を守り、CO闘争を〝生命と権利を守る〟反合理化闘争と位置づけて闘い、昭和四十八年五月十一日、さらに損害賠償請求の訴訟を提起した。

この裁判はたんに損害を補償させるだけでなく、あくまで爆発の責任を三井鉱山に認めさせ、今後の労働災害の撲滅と、労災法の抜本的な改正を闘いとる階級闘争と位置づけた」

以上から、この支援する会を組織して、公害反対闘争を加えながら、闘いを強めることを目指している。

時刻がくると、原告団がぞくぞくつめかけてきた。なかには、足をひきずるようにやつてくるCO患者の痛々しい姿もあつた。

この連帯いつまでも

鹿児島市武町八六九―四にお住まいの上村美穂子さんから、CO患者の山田　勝さん（荒尾市緑ケ丘社宅楓町五四棟）のもとへ、昨年に次いで今年もまたポンカンが一箱贈られてきた。

上村さんは数年前、三池に学ぶ婦人集会に参加なさった折、山田さん宅にお泊りになり、以後断つことのできない連帯のきずなが両家を結びつけたもの。

山田さん一家のよろこびはひとしおで、山田さんはさっそくお礼状に添えて、組合が発行したパンフレット〝生命を守る反合理化闘争〟一冊を送った。

どうかいつまでも長く、その連帯を暖めていただくばかりでなく、さらに発展させてゆかれることを心からお祈りしておく。

遺族会が団結旅行

玉名温泉で楽しく

二月二十九日は、遺族会年一回の団結旅行でした。

玉名温泉の黄金旅館で、十一時過ぎに開会。

まず過労のため死亡された遺族―荒尾の蓮尾貞子さんと、三潴郡城島町の野口カズエさんのお二人に対して黙とうを終り、大眉法対部長の裁判経過報告。

大牟田労働金庫や、組合の中原書記次長のあいさつ、小川原告団々長の裁判闘争についての決意表明とつづき、万田作業所の林田重行さんほか多数の来賓のあいさつで終り、参加の遺族会々員五十九名で総会を開催しました。

午後は楽しくおどりや歌で過ごし、思い思いに入浴にもゆき、日頃の疲労を洗い流し、大にぎわいのうちに一日を終りました。

福岡方面に帰る人もいましたが車で駅まで送ってもらったことを感謝しながら、簡単ですが報告いたします。（溝口記）